

○富津市消防委員会条例

昭和46年4月25日

条例第64号

〔注〕平成22年5月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市における消防行政の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富津市消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 消防に関する重要事項に関すること。
- (2) 消防団員の服務及び待遇に関すること。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める委員を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 3人

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔平成22年条例10号〕)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の定めるところによる。

(追加〔平成22年条例10号〕、一部改正〔令和2年条例2号〕)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部において行う。

(全部改正〔平成22年条例10号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第80号)抄

1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。